

平成29年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成29年 9月 8日 午前10：00

○散 会 午前11：37

○出席議員（20名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 伊 藤 榮 悦
7番 佐 藤 敏 雄	8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武
10番 千 田 正 英	11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理 恵子
13番 鈴 木 壮 二	14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄
16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和
19番 鈴 木 斌 次郎	20番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	藤 原 一 成	総 務 部 長	栗 山 隆 昌
市民福祉部長	藤 原 久 基	福祉事務所長	伊 藤 巧
産業建設部長	菅 原 靖 仁	水道局長	村 山 久 尚
教 育 部 長	菅 原 剛	農業委員会事務局長	佐々木 雅 輝
選挙管理委員会・監査委員事務局長	児 玉 正 生	総 務 課 長	米 谷 裕 二
企画政策課長	千 葉 秀 樹	財 政 課 長	伊 藤 貢
市 民 課 長	菅 生 恵 子	都市建設課長	石 川 学
学校教育課長	高 桑 博 幸		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 正 博	議会事務局次長	伊 藤 国 栄
--------	---------	---------	---------

平成29年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成29年 9月 8日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸雄） おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くから誠にご苦勞様でございました。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、16番大谷貞廣議員、3番佐々木嘉一議員の順に行います。

16番大谷貞廣議員の発言を許します。16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） 皆さん、改めましておはようございます。傍聴の皆さん、早朝よりご苦勞さんでございます。

それでは、通告に従いまして私から2項目7点の質問をさせていただきます。

1点目、本市の教育行政はグローバル化が進み、技術革新を担う児童・生徒への人材育成の先行投資予算と認識しております。社会からの要請を踏まえると当然の流れであります。あっ、間違えました。お題目を唱えることを忘れておりました。小学校英語教科化についてでございます。

2020年度に始まる学習指導要領のもと、小学校5・6年生で英語が必修科目となり、3・4年生で外国語活動が新たに行われます。現在、小学校5・6年生で聞く・話すの中心が、次期要領でこれを3・4年生に前倒しし、5・6年生で読む・書くを段階的に取り入れることとしています。その活動の一翼を担っている外国語指導助手（ALT）、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーの外国語活動補助等に市長のご所見を伺います。

外国語指導助手の派遣の条件は。

国際教養大学留学生との交流。

地域の人材活用。

専門職の増員について。

次に、2点目であります。住宅等の生活環境について。

近年、少子高齢化、人口減少等の社会状況や経済的事情などにより適切に管理されていない家屋の敷地が、衛生面・防災面など住民の生活環境に影響を及ぼされかねない状

態が見受けられるようになってきました。本市の環境保全条例、空き家等の適正管理に関する条例に記述されて、いずれも所有者の責任のもとで適正に管理することが原則とされています。市長のご所見を伺います。

所有者が不明の家屋・敷地の件数。

所有者が確認された場合、環境の整備をシルバー人材センターへ委託する。

生活環境の保全に関する条例の制定の考えは。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 16番大谷貞廣議員の一般質問の1つ目、「小学校英語教科化について」お答え致します。

将来の予測が難しい社会の中でも伝統や文化に立脚した広い視野をもち、志高く将来をつくり出していくために必要な資質や能力を子どもたちに確実に育む学校教育の実現が、次期学習指導要領改訂の基本方針であり、大谷議員が認識されております、グローバル化、技術革新へ対応可能な人材育成という、本市教育行政が進めてきておりますことと軌を一にするものであります。

外国語教育につきましては、子どもたちが将来どのような職業に就くとしても求められる外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成することが重要であります。小学校段階では現在、高学年5・6年生で「聞くこと」、「話すこと」を中心に活動を行っておりますが、「読むこと」、「書くこと」への児童の知的欲求が高まっている状況があります。

ご質問にあります「小学校英語教科化」につきましては、4つの領域をバランスよく育むという見地から、小学校中学年、3年生・4年生から「聞く・話す」を中心とした活動を行い、発達段階にふさわしい力を育成し、高学年において「読む・書く」の活動を重ねて教科型の学習につなげ、中学校、高等学校での言語能力向上に資することができるようにと、市としても考えております。

それでは、ご質問の1点目、「外国語指導助手（ALT）の派遣条件」についてお答え致します。

日本に派遣されておりますALTの募集の際の一般要件と致しましては、大学を卒業し、健康である上に日本について関心があり、日本に対する理解を深める意欲があること、日本の地域社会における国際交流活動への参加意欲があること、そして、日本での

職務に従事し、生活に適応する能力を有し、責任をもって任用期間の職務を全うする意志があることであります。さらには、日本における教育、特に外国語教育に関心があること、積極的に子どもたちとともに活動する意欲があることがあります。これらを踏まえて、文部科学省、総務省、外務省等が協力して推進しているJETプログラムにおいて、選考試験を経て合格した方が本市に派遣されてきております。

ご質問の2点目、「国際教養大学留学生との交流」についてお答え致します。

本市ではこれまで、秋田大学や県立大学の留学生と、小学校や中学校での総合的な学習の時間などで交流を行ってまいりました。国際教養大学は現在、近隣の市町村と交流を行ってきており、子どもの国際感覚を育み、異文化理解や物怖じせず自己表現できる子どもの育成などを目標に掲げて実施しております。学校での交流のほかに、子どもたちの大学への訪問、留学生のホームステイの受け入れなどを行っているようであります。本市においても、そのような機会を設けることができれば、小学生中学年の外国語活動の授業、高学年の言語活動の授業の一環として有効であると考えられます。交流の実施にあたっては大学と本市とで連携プログラム協定を結ぶ必要もありますので、各小学校の希望や実態をみながら、今後検討してまいります。

ご質問の3点目、「地域の人材活用」、4点目、「専門職の増員」につきましては、関連がありますので一括してお答え致します。

本質問の根幹には次期学習指導要領の改訂があり、実施の際に必要なこととして地域社会との連携及び協働が掲げられております。大谷議員より質問がありました「地域の人材の積極的な活用」は、今後の学校運営、「地域とともにある学校づくり」を行う上でも必須ともいえる取り組み事項であります。

本市では、平成20年より小学校における外国語活動を意識した取り組みを始め、平成23年からは全小学校で「外国語活動支援員」を配置しております。来る平成32年の新学習指導要領完全実施に向けて、地域におられる外国語活動にかかわっていただける方々にご協力を願いますとともに、英語にかかわる「専門的な知識や技能を有する職員の増員」も加味しながら、明日の潟上市を支える「潟上っ子」の育成に努めてまいります。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 16番大谷貞廣議員の一般質問の2つ目、「住宅等の生活環境について」お答え致します。

近年、人口の減少や高齢化の進行に伴い、適正に管理されていない家屋や土地が増加

し、災害や防犯などの安全面や雑草・雑木の繁茂による景観の悪化や衛生面の低下などが全国的な問題になっております。

本市において管理されていない特定空き家とその敷地は71件で、そのうち相続がされてないことなどの理由により所有者が不明なものは16件でございます。

また、「所有者が確認できた場合には、環境の整備をシルバー人材センターに委託する」とのご指摘につきましては、これまでも雑草の除草、雑木の伐採等の依頼があった場合には、土地の所有者が潟上市民以外の方であっても業務を請け負っておりますが、今後は、シルバー人材センターと請負業務の内容や所有者への周知等について協議をしてまいります。

生活環境の保全に関する条例の制定につきましては、「潟上市環境基本条例」、「潟上市環境保全条例」、「潟上市空き家等の適正管理に関する条例」などを制定しておりますが、これらの条例に基づき生活環境や自然環境の保全に努め、今後も市民と地域の安全・安心の確保を図るため一層努力してまいります。

○議長（藤原幸雄） 16番大谷議員、再質問ございますか。16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） ご答弁ありがとうございました。

英語教科化についてなんですけれども、1点目の件、ALTはJETプログラムによって派遣されてくると。それを追って、本市では招致外国語青年任用規則と、これにつながって本市に派遣されたその助手に関しては、この要綱に従って外国語指導、あるいは国際交流の理解、そういうものを履行してると思っております。そうであれば、私はそれぞれ全国に派遣されると思ってるんですけれども、私は勉強不足でそこら辺は市長の前であまりえらいことは言えないんですけれども、勉強不足と言われて、もう一回勉強してこいと言われるかもしれないけれども、本市は本市なりにこの規則をつくっております。で、1条の趣旨、2条、定義、3条の外国青年の職務と、こういうものがありまして、配属された町のカリキュラムというんですか、そういうプログラムに従ってやらねばいけないと、こういうことなんですけれども、要は、彼らは母国語であります。私どもは、私は生まれた土地と秋田弁。そのルーツは標準語と、これは絶対誰にも譲っておりません。そういうことで、どこまで子ども方と接した場合、その助手の方々が児童・生徒をどのくらいの理解して、あるいはそういう教養のある方々なんだかなと、そこら辺わかったらお知らせいただきたいと思っております。宜しく。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 大谷議員の再質問にお答え致します。

A L Tの方々、必ずしも日本語に堪能というわけではない場合もございます。そうした場合には、日本に来てからの通訳をつけるとか、あるいは日本語の勉強をしていただくということもあわせて、日本でのコミュニケーションの能力を上げていただくというようなこともあわせて行っておりまして、そうした中で、その授業でのコミュニケーション、あるいは授業以外でのコミュニケーション、日本の中で、日本にいる間にできる限りそのスキルを上げていただくということで工夫をしております。また、その方々がこちらで児童・生徒、あるいは地域の方々と触れ合うことによって、その児童・生徒の英語のスキルも上がると、あるいは会話、コミュニケーション能力が上がるということで、おる間に双方スキルアップすることでコミュニケーションが図られていくというふうに理解しております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） どうもありがとうございました。

それでは、次の国際教養大学の留学生との交流。これ私事で申し訳ありませんけれども、私はスポーツ少年団をやっています。そうすれば、今の5・6年生を対外的に違う県に連れていった場合、即座に子ども方は、ということは、同じ年代なわけだと思うんです。すぐほこりっこを始めます。そうすれば、国際教養大学を当市はこれから検討しますという話だったんですけれども、留学生を交流に引き込めれば、年代もそんなに変わりません。それで私事でこれも申し訳ありませんけれども、私も国際交流の一員として、大学の事務局のお話ですと、足の送迎ができない。秋田市内であればいいんですけれども、他市町村といえはなかなかそういうことができないもので、そういうことを何とかしていただければ十分に対応できますよと。国際交流の事務局の方々からお話を伺っております。こちら辺はもう一度ひとつ宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 再質問にお答え致します。

国際教養大学、手元の資料によりますと、秋田市以外の県内6市町と協定を結びまして交流を行っております。秋田市以外と結んでおるわけですがけれども、潟上市、これまでは秋田大学の留学生を本市にお迎えして、地域との交流さまざま行っております。

先ほど大谷議員からご指摘のありました交通ということについては、秋田大学との交

流の例でもいろいろと工夫しておりますので、この後、教養大学とその協定を結ぶことができれば、本市と致しましても対応は可能であるというふうに考えております。いずれこの後、国際教養大学と交流を行うには向こうの事情もありますので、そうしたことを考慮に入れながら、この後実際に協定、交流ができるのか、できた場合にはどういったことが必要なのか、さまざま検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） ただいまのことは是非実現させていただきたいと思っておりますので、宜しくご配慮のほどお願いします。

次に、地域の人材活用、専門職の増員と、これに関してはひっくるめての答弁でありました。持論でございますけれども、教育部長と同じようなご意見になると思っておりますけれども、考え方です。地域の人材の活用をすれば、児童・生徒に結果的に還元になります。そうすれば、多少でも流出人口の歯止めの一助になると思っておる次第なんですけれども、それで7月23日の魁の社説によれば、「楽しんで学べる環境」ということで私これくり抜いておるんですけれども、本年度は由利本荘市の取り組みが注目されると。それで、同由利小学校でも地元のマンパワーを有効に活用しているのが特徴だと。これは当然教育部長も折り込み済みだと思っておりますし、実社会での英語を活用できる人材を育てるんだよと。これは私も当然そういうことは考えてるもんですけれども、なおかつ、今専門職の増員と。これは当たり前で財源がかかる問題です。だけれども、ここは昔の首長さんが「国家百年の計は教育である」と、こういうお話をしております。それから「地域づくりは人材づくりです」、こういうようなお話をしております。そうすればやはり英語っていうやつは、今これ不謹慎な発言だかもしれないけれども、日本が負けちゃったための、そこで今ワールドにはほぼ英語が共通語になっております。私は秋田弁と生まれたとこと標準語と、これで日本で3つしゃべるにいいけれども、英語もちらちらです。あと、隣の国もちらちら。適当にごまかすんですけれども。それでなおかつ、今、戦う調査官、異名のある方の言葉を借りれば、30年には英語の教育が、英語教育の改革がまたやってきます。1・2年生で外国語の活動をして、3～6年生がもう当然の科目になりますよと、こういうようなお話をおっしゃっております。その人の言葉を借りればですよ。そうすればどうあるべきかということは、自然発生的に今からでも

検討というか、早めにこのことに当たらねばいけないんでないかなと思っておりますし、当然私は潟上市を愛する人間です。ここら辺を市長どうお考えでしょうか。専門家に大変失礼なことをあれですけども、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 大谷議員の再質問にお答えします。

英語が国際語になってるというのは、国連の言語にも指定されておりますし、そういうような歴史的な背景があるということは承知しておりますし、先ほど楽しんで学べる環境、由利本荘市の例を例にとりましてけれども、ご案内のとおり由利本荘市は、もう既に全小・中学校がコミュニティ・スクール化されており、地域とともにある学校づくりを本格的に進めております。そういった中でも楽しんで学べる子どもたちへの環境の提供ということ、地域、学校をあげてやっていると承知しております。

この英語ですが、英語教育、これとても大切なことではあります、根幹は英語のスキルもさることながら、仮に言葉が通じなくてもいろんな人とコミュニケーションを取り合おうとする態度をまず、態度ができるということが大切です。これは背景にあるのは、今盛んに言われている、各自それぞれの多様性の尊重、ダイバーシティであります、これが背景にあるということをご理解いただいて、まず英語のスキルも大切なんですけども、わからない言葉の話している、あるいは顔つきが違う、髪の毛の色が違う、皮膚の色が違っていても、それぞれ同じ人間としてわかりあおうとする態度を養うということが、この根幹にあると私は承知しております。

いずれにしましても、そういった意味においてもこの英語教育というのはそのきっかけになるものですので、とても大切なことであり、また、先ほどおっしゃられたとおり、これからの指導要領の改訂の根幹にあるものは社会に開かれた教育課程と言われております。教育課程というのは、学校教育の心臓部です。それを社会に開いていく。つまり地域社会の協力を今まで以上に得ながら、つまり国際教養大学であれ、その留学生であれ、地域の人材であれ、そういったものをフルに応援していただきながら子どもたちを健やかに健全育成していくということが、その根幹にあります。

いずれにしても今回のご指摘については、非常に重要なご指摘が多数あると承知しておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） 市長ありがとうございました。勉強になりました。外国語の英語

教科化については終わります。

次に、住宅等の生活環境についてなんですけれども、これは私、非常に無理な質問だと私自身も思っております。ですけれども、先ほど冒頭に述べました人口減少と社会状況によって適切な管理がされてない。衛生面や防災面が影響というんですか、問題になってるようなことがありますよと。ただし、私はそう思ってるんですけれども、現実にここにも述べてありますんですけれども、平成17年の環境保全条例には明解な言葉を書いております。それから、平成26年の3月、これは空き家条例なんですけれども、それらの中にもちゃんと記述をされております。特にこの条例集の中で、環境保全条例の中では、5条、6条、7条。5条というのは悪臭の防止。6条が勧告及び命令。7条は公表と。空き家等の適正管理に関する条例に関しては、目的、定義、これらに明解なことを記述されております。けども、結果的にはその地主の考え方だと思いますんですけれども、中にはちゃんと管理されてるところもありますし、また、ボランティアの方にどうだかということも謳われております。今回、昨日ですか、我々社会厚生委員会で視察したところは、このシルバー人材センターと当局が連携を保って委託管理をしてもらうような手法をとっておりますと言っております。私は別にそれを、それにのったわけでないんですけれども、私もある地域のところを1回シルバーさんの方の方をお願いしてやりました。ところがその当主が亡くなってしまえば結果的に2番目になるわけなんで、そうなってくればなかなかそれが遠のくっていうんですか、話がうまくいかない。ここら辺をできればそういう人材センターの方についていうこと、先ほども進めてまいりますとこういうお話なんで、まあいいんです。

次の生活環境の保全に関する条例ということは、これ例えば、四季の街っていうやつは住宅公庫で販売してあったところなんで、あれなどはきちっと垣根も何メートルだよ、剪定しなさいよ、道路も当然ああいう具合に区画して販売されてる、あれは秋田県でも第1号でないかなと思ってるんですけれども、そこら辺は確認したわけないんですけれども、定かではございません。そうすれば私どもは、当市は、景観ということを非常に重視してあるはずですよ。また、一番先は安心・安全、住みよいまちですよ、これを全面的に出してるはずですよ。そこでこういう条例を、条例というものをいたずらに余計つけるもんじゃねえっていうことは私は認識しております。書かれておるから、保全条例、空き家条例の中に記述されてるから云々じゃなくして、もう一度この考え方をお聞かせいただければ幸いです。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 大谷議員のご質問にお答え致します。

基本的に土地・家屋は、いずれも所有者の方の責任において適正に管理するということが原則となっております。本市においても管理されてない方については、指導あるいは勧告、命令、最後には代執行といったことを条例等で制定しているところでございます。

先ほども申しあげましたように、本市では潟上市環境基本条例、あるいは潟上市環境保全条例、潟上市空き家等の適正管理に関する条例などを制定してございますが、こういったことに当然基づいて管理を進めたいと思っておりますし、今後ますます空き家、あるいは荒れ地が増加するということが予想されますので、国の対策、あるいは動向、そういったもの、また、他市町村の対策等を参考にしながら事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 16番大谷議員。

○16番（大谷貞廣） これはご答弁ありません。これも魁の7月15日のことをちょっと裂いて持ってるんですけども、こういうことを書いてます。有識者でつくる所有者不明土地問題研究会と。この方々が、人口が右肩上がり土地の価格が高まっていた頃は、先祖伝来の土地を相続する傾向が強かった。ところが地方を中心に人口減少と少子高齢化が進み、登記しない人が増加。この結果、税の徴収に加え、再開発や道路整備など公共事業、農地の集約化、市民保全、災害復旧などに支障を来し、国土が荒廃していく懸念が強まっていると。国も6月に制定した経済財政運営の指針、骨太方針に、所有者不明の土地を国や自治体が利用できる仕組みの検討を盛り込んだと。来年の通常国会で必要な立法措置をとる方針だと、こういうような記事が載っております。これ紹介だけで終わらせていただきます。宜しく願います。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって16番大谷貞廣議員の質問を終わります。

3番佐々木嘉一議員の発言を許します。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

3番佐々木であります。このたびの一般質問の機会をいただきまして本当にありがとうございました。私の質問は通告してありますように3点でありますけれども、それぞれ市民の声もありまして、それらを代弁して申し上げますので宜しくお願いしたいと

思います。

質問の1点目でございますが、潟上市地域公共交通網形成計画についてということでもあります。

このことについては市長の行政報告書に記載されていますが、私の一般質問は、議会資料の配布以前に作成したものでありまして、趣旨が幾分ずれがあるかもしれませんが、意のあるところを汲んでいただいてご答弁されるますよう、はじめに申し上げておきたいと存じます。

先般、市当局から「潟上市地域公共交通網形成計画」にかかわる計画書をいただきました。振り返って、地域のバス路線は、国鉄の補完として県道が主体であったのではないかと考えております。男鹿市船越から天王、二田から野村、新関、大久保駅まででありました。さらに豊川地区への路線バスは、昭和30年代で県道古井内大久保停車場線ということで仁山まで乗り入れでありました。当時は唯一の地域内交通として、バス運行は地域の誇りでもありました。道路整備もバス路線優先ということで、集落をつなぐ県道は拡幅、改良舗装と進められ、道路整備も同時に進められた時代背景がありました。JRにつなぎ、他方、地域内から地域外広域交通としてその役割と使命は重要でありましたし、将に住民の足でありました。しかしながら、時代の変遷と交通事情の変化は、市内におけるバス運行事業者においては、自家用車の普及や市民への行政サービスのためにバスを保有するなど、地域内交通事情が変化し、事業撤退や不採算路線が発生し、路線の維持には国や県、関係市町村からの財政支援や、さらには、事業者が撤退したバス路線には自治体が代替し、バスの購入の補助事業を活用し運行について対応してきているのが現状であります。こうした時代の変遷と現状に対し、どのように対処したらよいか。交通弱者対策と事業の費用対効果をどう判断すべきか。政策の位置づけ、財源対策等、重要な局面にあるのではないのでしょうか。

このたびの計画書は、これまで潟上市が発行した各種計画書とは異なり、巻頭には、計画書策定にかかわる市長の挨拶はありません。また、平成26年11月、国における「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」の改正施行にあわせ、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」をマスタープランとして活用する趣旨のものであるとされております。また、今回の「地域公共交通網形成計画」の策定にあたっては、策定にかかわった委員名簿の記載もなく、市当局の担当の記載もありませんが、今後の計画書の発行にはこうした方針で対処することでしょうか。

内容を一読しまして計画の意図するところは理解できましたが、日常生活における市民の移動の現状は、市内の移動のみならず、通勤、通学、通院、耐久消費財等の買い物等々は、市内での充足、完結はできない現状ではあります。他方、高齢化の進展によって運転免許返納者対策や交通弱者対策は重要であります。バス利用者の現状からは、採算上から撤退した既存路線の維持や、市独自の市内交通路線の設定、起点・終点、乗り継ぎ、運行ダイヤ等々、机上の計画と利用実態など課題があり、経営収支の均衡を目指す課題は山積であります。

本計画書の策定にあたっては、市民アンケート調査やバス利用の目的、行き先等々調査を分析され、課題を抽出し対策も述べています。しかしながら、営業路線として不採算路線にはマイタウンバスを購入して対処、運行业者に対するマイタウンバス運行費補助金、広域的な生活バス路線維持費の現状は由々しい現状であります。

殊に、運行収支の改善は最も重要であります。市民をはじめ、それぞれの日常の行動及び交通手段の現状は、秋田市ほか他町村へ通勤する者は、直接目的地まで自家用車か、あるいは最寄りJR駅を利用し、秋田市等へ通学者は保護者が駅までの送迎が主であります。小学校、中学校は自主的な登下校だが、雨天・荒天時は保護者が送迎していますが、部活終了後はバスはありません。また、保育園児は送迎バス、福祉等デイサービス施設バスの送迎等々により、それぞれ対処されております。その他バス利用者は運転免許を持たない者で、地元の医院の外来受診者が主なようであります。合併以来、道の駅に対する相互に乗り入れをしております路線は、途中の乗降はあるかもしれませんが、利用者は極端に少ない状況であります。市域全体から潟上市役所がバス発着のターミナルか、あるいは乗り継ぎ点であります。周辺の現状と土地利用計画の現状は、住民が張り付き、現状を大きく変えることにはならないだろうと推察致します。しかし、計画の基本には、公共交通の利便性の向上、市民自らが地域の生活移動を支える意識・機運の向上がうたわれていますが、どのような対策がとられるものか、明確な方針はわかりません。

質問でありますけれども、イとして、計画書の目的に効率的かつ運行水準を確保した公共交通への再編とありますが、この内容と見通しについてはどのようなことが意味されているものか、お尋ね致します。

ロでございますが、施策の実施スケジュールによりますと、目標年次平成33年、平成29・30年は計画策定、平成31年度具体化、平成32年度から本格実施としておりますが、

その間、運行収支の改善は図られるものでしょうか。

ハ、現在の運行状況は平成30年までということですが、再編計画に国・県からの財政支援がありますか。それとも、恒久的な充当財源は考えておりますか。また、平成30年までの2年間は現行どおりということでしょうか。その点をお尋ね致します。

市長行政報告書によりますと、潟上市地域公共交通活性化協議会を設立して検討されたとしておりますけれども、これは法定協議会ということですが、大臣認定と事業推進上のメリットはどういうものなのか、お知らせ願いたいと思います。

これはあくまでもマスタープランでありますので、具体化された時点ということもあるでしょうけれども、ある程度実施した姿を想定してのマスタープランではなかろうかと思って質問するものであります。

(2) 元木山公園の樹木の管理について。

潟上市では、都市公園・自治会館等については自治法第244条の2第1項の規定により条例を定めて指定管理者を指定し、議会の議決により業務の範囲、期間を定めて行っております。

先般、私どもの有志が集い、元木山公園の駐車場を含め周辺のごみ拾いをしましたが、公園開設以来かなりの年数を経て、公園に植えられた木々の成長に改めて驚きもしました。公園開設以来、約35年くらいはなっておるものではないかと思っております。その際、公園内の高木が高くそびえ、枝が混み合い、公園の樹木としては伸び過ぎて山林の様相ではないか、もっと明るくと言う意見もありました。公園樹として木陰も利用できるような空間を創造し、公園の環境を維持する公園づくりが必要ではないかと感じた次第であります。

元木山公園には、ご案内のように野球場・陸上競技場の施設を中心とした都市公園であります。公園を維持管理する委託作業の内容にかかわることでもありますが、高木や樹木は委託管理の取り扱いが含まれていないのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。公園の指定管理の期間は長期継続契約で5年であります。5年間、一定の作業、つまり芝生の管理や園内の低木の管理、野球場・陸上競技場のクレー舗装の管理、清掃等で、高木の管理が含まれていないのであれば、5年間の木々の成長によって環境は一変するものではないでしょうか。

私は、先に公園の委託管理の範囲について質問しておりますが、公園開設面積と管理委託面積が違う旨をただした経緯があります。それは、市民からの声として、公園の

木々が伸び過ぎて元木山山頂からの眺望は悪く、改善を要望しましたが、委託管理区域外ということでその後何ら対策なく改善されておられません。要するに開設公園面積と委託管理面積が異なることによって、開設当時の元木山公園からの眺望のすばらしさが失われてしまったのであります。管理区域外の高木、あるいは自然樹、つまり松、ナラ、桜、その他については、西側については天王砂丘群、日本海、男鹿山、八郎潟残存湖、眼下に広がる街並み、そして東南方向には太平山及び出羽丘陵の山並みが一望できるように伐採・除却を是非進めていただきたいことを、公園の管理、あるいは別途事業として計画されるべきであり、5年間の一定の管理にはなじまないものではないかと考えております。いわゆる高木を伐採・除却してもらいたいということでございます。また、公園の管理区域内の高木、あるいは同等の公園樹については、公園づくりのプロとも相談の上、鬱蒼たる密林のようにならないように公園づくりのイメージを持って進めることではないでしょうか。

次に質問しますので、宜しくお願い致します。

イですが、公園の開設面積は幾らか、改めてお尋ねします。そして、指定管理者に管理委託している面積は幾らでしょうか。

ロ、委託面積に含まれる委託作業の範囲はどうなっておりますか。

ハ、公園管理の5年間の長期継続契約の内容は指定管理制度になじむものかどうか、その辺のご見解をお知らせ願いたいと思います。

ニ、開設以来伸び放題の高木の伐木・除却による眺望環境の回復はできないのか。

以上であります。宜しくお願い致します。

なお、書いておりませんが、陸上競技場本部周辺のタイルの舗装、あるいはベンチその他については、ほとんど腐って使える状態にはありませんので申し添えておきます。

3、大雨、洪水、土砂流出警報と気象情報についてをお尋ね致します。

去る8月24日夜にかけて未明の大雨は、7月16日、また激甚災害としての7月23日から25日の大雨からするとさらに雨量が多く、河川から氾濫した水は、基盤整備事業が完成間近の農道、水路、畦畔に大きな被害をもたらしました。また、林道の陥没、山地崩落と通行不能、水田・転作大豆への冠水等であり、どれくらいの降雨量かわかりませんが、多分、豊川上虻川地域では最近経験したことの無い雨量ではなかったかと思っております。特に急傾斜地崩壊危険区域を裏山に持つ地区は、防災工事は万全ではありません

せんが施工済みであります。災害講習会等過去の経緯からして、山からの出水と濁水に細心の注意を払っている現状であります。

身近な地域の自然災害でありながら、時間帯もあって情報はテレビの災害情報が唯一の情報であります。自分の経験から申し上げ誠に恐縮ではありますが、8月24日夜の県内の気象情報は、県南については雄物川の氾濫は報道されておりましたし、県北地方と五城目、秋田市の大雨警報と避難指示は出ておりましたので、再三の被害によることに対し大変さを思いながら、滬上は恵まれておることに感謝して休みました。朝5時過ぎに起きて携帯を見ましたら、五城目町の災害メールが入ってびっくりしました。避難指示が出されておりました。と、そんなことで外に出てみたら、水は引き際でしたがその爪痕はひどく、これは今までの経験のない状況を目の当たりにして、夜間でむしろ知らないうちに水害が通り過ぎた感じでもありました。

災害情報はマスコミのテロップでも流れますし、居ながらにして情報が得られます。しかしながら、詳しいことは市町村の指示に従うようにと報道されています。ちなみに、秋田市岩瀬・堀内地区に避難指示が出ております。八郎湖流入河川として改修済み地区にしても、秋田市からの避難指示があるだけに雨量が多かったと思われれます。また、秋田地方気象台における災害情報は県内自治体の境界線により情報が区分されておるところですが、こうした情報と自治体の対策と判断は、今回のように災害発生時はどのようなシステムによるもののでしょうか、お尋ね致したいと思います。滬上市の場合、市民並びに関係住民に対する情報、必要によっては指示の実態はどうでしょうか。

気象台災害情報についてであります。私だけの偏見かもしれませんが、滬上市行政区域面積がおよそ97.72k m²ですが、昭和地区の山林面積は約20k m²、市域全体の20.6%であります。井川町、秋田市を分水嶺に持つ本市としては、秋田市、井川町同様の条件下にありますが、滬上市は沿岸地区に位置づけされることと、発表する気象情報が山添いの昭和豊川地区の位置づけはどうなっているのかわかりません。そして、このことについては市はどのように認識しているのでしょうか、お尋ね致します。

また、かねてより豊川上虻川新所に雨量計を設置された旨伺っておりますが、どのように活用されていますか。また、災害情報が出ている段階で、滬上市の防災無線の活用について、市民への災害への対応、情報の周知はどのようにされたかもあわせてお知らせください。市民生活の安全・安心の基本にかかわることでもありますので、改めてお伺いを致します。

以上であります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目、「潟上市地域公共交通網形成計画について」と、3つ目でございますけれども「大雨、洪水、土砂流出警報と気象情報について」の2つについて、私からお答え致します。

まずはじめに1つ目、潟上市地域公共交通網形成計画の策定経過についてお答え致します。

昨年6月議会の行政報告でもご報告しておりますが、計画策定にあたり国庫補助事業であります地域公共交通確保維持改善事業費補助金を申請し、昨年3月に補助内示を受けております。この補助金の交付を受けるためには、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通活性化協議会」を設立する必要があることから、これまでの地域公共交通会議を協議会に移行し、昨年6月議会で予算の組み替えも行わせていただいております。その後、同協議会においてアンケート調査の実施をはじめ計画策定のための協議・検討を進めてまいりました。

本計画は、潟上市の地域公共交通のマスタープランとなるものであります。今後は、この計画に基づき駅や地域拠点における乗り継ぎの利便性向上をはじめ、交通空白地域に対する日常生活に必要な移動手段の提供、需要に見合った運行形態での地域住民への移動手段の提供により地域公共交通のサービス充実を図ることは、今議会の行政報告でご報告しているとおりでございます。

佐々木議員ご承知のとおり、合併時に旧昭和町から引き継いだ「しょうちゃん号」と呼ばれていたマイタウンバスは、車両の極端な老朽化に加え、利用率も悪く、多額の財政負担がありました。これを解消するため、平成21年に新たな車両を購入するとともに、路線を見直すことでバス2台での運行を1台とし、財政負担の軽減を図っております。さらに、昭和・飯田川地区を通過する秋田中央交通運行路線の五城目線の運賃をマイタウンバスと同じ料金で乗車できる割引制度を導入し、利便性の向上に努めてまいりました。また、潟上市では初となる「デマンド型乗合タクシー」の導入は、豊川地区の「真形草生土・株山地区」であります。一方、豊川地区の生活の足となっているマイタウンバスの「豊川線」については、ピーク時には年間約1万5,700人の利用者がありましたが、昨年は約3,600人と減少傾向にあることから、抜本的な見直しを検討する時期にきております。このような状況をご理解いただいた上でご質問にお答えしたいと思います。

それでは、ご質問のイ、効率的かつ運行水準を確保した公共交通への再編と見通しと、ロの実施スケジュールは、関連がございますのであわせてお答え致します。

計画策定にあたり実施しましたアンケート調査及び乗降調査により、利用状況が比較的良好な路線と悪い路線が明確になっております。基本的な考え方として、比較的利用率が良好な路線はそのままバス運行を継続し、利用率が低い路線につきましては予約がなければ運行しないデマンド型乗合タクシーを試験的に導入したいと考えております。この試験運行は利用の目標値を設定する「トリガー制度」を導入し、目標値に達しない場合は路線廃止も視野に検討することにしてございます。この試験運行を実施するには、運行経路やバス停、運行車両の確保等、綿密な準備をはじめ、運輸局への路線認可が必要となることから、計画どおり平成31年度から実証運行を実施したいと考えております。

その間、運行収支の改善が図られるのかとのご質問でございますが、マイタウンバスは民間バス事業者が採算を理由に撤退している路線を運行しているものでありますので、収支の改善には厳しいものがございます。収支の改善というよりは、むしろ利用率向上を図ることが最も重要であると考えており、バス運賃の値下げや乗り継ぎの割引制度を導入するよう、現在準備作業を進めているところでございます。協議会での承認や運輸局への届け出等の準備ができ次第、計画を前倒しして実施したいと考えております。

ご質問のハ、国・県からの財政支援と、ご質問のニ、事業推進上のメリットについても関連がございますので、あわせてお答え致します。

この計画を策定したことにより、公共交通網再編のための政策の実効性・継続性、関係者間の連携強化が図られるほか、国及び県からの財政的な優遇措置として毎年度減額されることとなっている地域内フィーダー系統国庫補助金の漸減幅が緩和されることや車両購入補助など、さまざまなメリットがございます。今後、これらの優遇措置を活用しながら、潟上市に適した地域公共交通の再編を進めていきたいと考えております。

続きまして、3の「大雨、洪水、土砂流出警報と気象情報について」お答え致します。

まずは、7月16日及び7月22日の大雨による対応、農林業施設への被害状況については、8月1日開会の第2回臨時会並びに9月5日開会の本定例会において報告しているところでございます。

ご質問にあります、8月24日、県内は前線を伴った低気圧の影響で大気の状態が不安定になり、集中的に激しい雨に見舞われ、午後10時40分、潟上市に大雨（土砂災害）警報、同日午後11時12分に洪水警報が発令されました。市内では、歩道を含めた道路への

冠水が12カ所、法定外道路脇法面崩壊が1カ所発生しております。市では24日午後11時50分に災害警戒室を設置したことから、総務課、都市建設課職員を招集し、関係機関と連携し、土のう積み工による浸水予防、通行制限措置等により対応にあたりました。翌25日午前10時55分、すべての警報が解除され、通行可能と安全を確認したことにより、午前11時30分に災害警戒室を解散しております。

はじめに、ご質問の1点目、関係住民に対する情報、必要によつての指示の実態については、市では地域防災計画、災害時に初動マニュアルというものをつくっております。それに従いまして活動・配備体制により取り組んでおります。自然災害（豪雨）につきましても、県河川砂防情報システム並びに河川、幹線道路巡回パトロールにより情報収集に務め、今後の気象予測、必要に応じて気象台からの助言を求めるなどして総合的に判断し、防災情報及び避難勧告等の発令など段階的に情報発信するものであります。

ご質問の2点目、気象情報発表の位置づけと市の見解については、大雨、洪水警報・注意報及び土砂災害警戒情報などの気象情報は、指数基準値に基づいて市町村単位で発表されております。大雨、洪水警報・注意報の指数は総務省が定めた「地域メッシュ」約1キロメートル四方でございすけれども、設定しており、本市に該当するいずれかの格子が警報・注意報基準値を超えると予想した場合に警報・注意報が発令されます。また、本年7月から防災気象情報が改善され、大雨警報を補足するメッシュ情報等が確認できるようになりました。このことにより、市内のどこで浸水害の危険度が高まっているかおおむね面的に確認できるようになりましたので、昭和豊川地区においても同様の状況確認しながら気象状況の把握に務めております。

ご質問の3点目、豊川上虻川地区に設置している雨量計の活用についてでございますが、本機器は平成26年度事業により整備したものであります。設置前は、金足堀内地区に設置されている県雨量計の数値を参考にしておりました。災害予防対策として豊川地区において、降雨・降雪時の自然災害及び土砂災害予防を迅速に行えるよう設置したものであります。運用としましては、指定降雨を超えた場合、自動通報を受信する仕組みとなっております。雨量における通報値は、県の河川砂防情報システムの時間雨量30ミリ、これが注意値でございます。50ミリ、警戒値及び秋田地方気象台の通報・注意報発表基準を参考とし、この雨量より先に対応できるよう通報雨量値を設定しております。設定値雨量を超えた場合には、危機管理班担当職員の電話へ直接連絡が入ることとなっております。受信確認した場合、災害予防の初動対応に直ちにあたることとしておると

ころでございます。

ご質問の4点目、災害情報が出ている段階での防災無線を活用した情報周知でございますが、災害情報等情報周知については市の防災行政情報メールへの登録を推奨しているところでございます。なお、防災無線の活用は、あくまでも避難発令時、緊急を要する場合の活用を想定しているものでございます。ただし、本市に台風が接近した場合、この場合には事前放送するなど予防対策等周知して運用をしております。

今後も市民の安心・安全を守るため、住民の生命を最優先し、関係機関と連携し防災行政を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の2つ目、「元木山公園の樹木の管理について」お答え致します。

ご質問のイ、「公園の開設面積は幾らか、指定管理者に管理委託面積は」についてであります。公園の開設面積は19.5ヘクタールであります。また、指定管理者の管理面積は21.2ヘクタールであります。公園の開設面積19.5ヘクタールにつきましては、元木山公園の供用区域面積17.4ヘクタールと元木山運動公園グラウンドゴルフ場2.1ヘクタールの合計面積です。また、指定管理者の管理面積21.2ヘクタールにつきましては、高速道路より西側の元木山公園全体面積であります。

公園開設面積と指定管理者の管理面積の違い1.7ヘクタールについてであります。これは公園内で施設整備をしていない自然が残っている北側の面積分であります。

ご質問のロ、「委託面積に含まれる委託作業範囲は」についてであります。主なものは、植栽等育成管理業務として高木管理工はクロマツの整姿剪定作業、中・低木管理工は下木及び中木刈り込み、寄植刈り込み、玉物剪定と植栽の冬囲い、芝生及び裸地管理工は芝刈り・除草です。これは、元木山公園開設時に人工的に植えた植栽の管理であり、自然に生えている樹木は含まれておりません。また、施設管理業務として除草、施肥、目土、肥料及び除草剤の散布。その他公園施設の野球場・陸上競技場の維持管理業務、清掃管理業務、保守点検及び保守管理業務、受付・貸出業務などあります。

ご質問のハ、「公園管理の5年間の長期継続契約の内容は指定管理になじむものかどうか」についてであります。指定管理者の指定期間の5年間については、専門性や創意工夫等により長期的に質の高い安定したサービス提供をする施設と捉えており、妥当

であると考えております。

ご質問の二、「開設以来伸び放題の高木の伐木、除却による眺望環境の回復はできないか」についてであります。公園高台からの眺望がよくないとのことで、平成28年度に公園西側にあります「元木山公園遭難記念碑の丘」の斜面に生えていた高木の伐木、除却について実施した経緯がございます。また、東南方向の高木の伐木につきましては、急斜面であり、作業も困難で危険が伴うこと、また、伐木をすることにより斜面の崩落も危惧されることから断念をした経緯がありました。

今後は、計画的に伐木を実施するなど適切な維持管理を実施し、魅力ある公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤原幸雄） 3番、再質問ありますか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） まず、バスの運行でございますけれども、いずれ採算とれるものではないというふうなことが前提のお話のようでありますけれども、その場合、どれくらいの乗車率であれば運行継続するのか、あるいはどれくらいの収支であれば運行継続するのか、あるいは廃止する場合はどういうふうな理由で廃止するとか、そのためのバス運行の場合の代替はどうするのか、そこまでは考えておりませんか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

まずはじめに、採算最初から求めてないと。確かに先ほどご説明しましたとおり、採算を求めている事業者が撤退したところに対して手当していることとございますので、まずは住民の利用を第一に考えてということとございます。また、それをまた廃止する、デマンドへ移行していくということにつきましては、これは先ほど言いましたとおり試験的な運行も必要でございますし、その辺のところはきちっとした数字ということではなくて、そういう状況を把握しながら、最終的に廃止という形はなるべく避けたいというふうには思いますが、デマンドで対応できればというふうに考えております。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 路線バスの運行からの実態からすれば、なかなか難しい問題だし、これを何とかいいますか、弱者救済、福祉と捉えるか、あくまでもバス運行事業として捉えるか、その辺は非常に難しい問題だと私は思っております。したがって、過去の運行バスの補助金の関係見てみますと、3,000万円、あるいは4,000万円、そして去年は4,500万円も一般財源を支出していると。今年は若干下がったけれども、その点はどういうふ

うな理由かわかりませんが、今年というのは平成28年度です、下がったけれども、それはどういう理由かわかりませんが、いずれ運行収入というのはもう限られたもので、全体の運行の経費の、全体の経費の費用の数%しか入らないというのが実情ではないかなと。私はそういうふうな面からしますと本当に悩ましい問題で、何か国の方でいろいろ出しますと、財源でもついてくるのかなということで期待しておりましたが、その財源も期待はあまりできないというようなことであります。ただ問題は、いたずらに継続するというふうなこともまた、実際市民の方々からあのバスなぜ走ってるのかと、そういうふうな疑問を投げかけて聞く市民もおります。実際あのぐらいの40人ぐらいのバスに1人か2人は乗ってますけれども、いずれそのお客さんも降りれば次は空バスと。そして、しかも時間によって、ダイヤによって走ってるもんですから、回送車がまたいずれ、もう仕事終わってただ空バスでいくと、そういうバスもまた非常に多いなというようなことでありまして、本当に万全っていいですか、言ってみればこれから免許持たない、より交通弱者対策というのはどう捉えるべきかなというようなことで本当に私もその点は明解なことはありませんけれども、いずれいたずらにどんどんどんどん市の一般財源が投入されるというようなことについては、どっかでやはりひとつ考えなければならぬものではないのかなと、そういうふうなことであります。ただ、そこへ、今回のそのバスの交通網形成計画の中で非常に夢のある言葉と表現で書いておりますけれども、実際はどうなのかと、そういうようなことで、いずれ市民が乗るような運動を起こすとか、市民がいわゆる自ら意識して乗るとか、そういうことをやっていますけれども、用事のない者は乗りません。そんなことでひとつ、このバスが将来どういうふうになるかっていうことについて、私も路線を、バスを廃止することは非常に困るけれども、いずれ弱者対策というものを十分捉えながら、やはり費用対効果というものも十分考えながらやる問題ではないのかなと。しかも今、その切り替えるまで5年間、そうすれば今のままでやっていくとなれば、毎年3,000万円から4,000万円の持ち出しが必要になってくるということであるので、そうじゃなくてやはりもう少し迅速に早い機会にやはりきちんと答えを出していくというふうなことが必要ではないのかなと、私は思っております。

この件についてはまず答弁はおりませんが、たださっき、この交通対策協議会の補助内示を受けまして法定協議会で協議したというようなことでありますけれども、ちょっと潟上市主要施策成果説明書を見ますと一般財源ということで載っていますが、

補助内示、実際この協議会の運営については補助金があったのでしょうか。その辺いかがですか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

補助内示がありまして、今回策定してるその計画書ありますが、その策定についても補助対象ということでございます。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、この計画書の印刷費とかそれらに対しての補助と。

いわゆる協議会の開催については、会議の開催については補助金はなかったわけですか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） いずれバス運行については、先ほども申し上げましたように悩ましい問題でございますけれども、いずれこれは相当な時間をかけて、5年待たなければならぬということではなくて、やはり早い機会にきちんと答えを出していくというふうなことが必要ではないのかなと私は思います。それに大臣認可の路線になりますと、それは当然その点の手間は省けると思いますけれども、その路線認可されてもその赤字が続くとなりますと、これもまたひとつの大きな将来に問題を残すということになりますので、早急に、5年といわないでやはり早い機会にきちんとした検討をすべきでないのかなと私は思います。そんなことで次に移ります。

元木山公園につきましては、先ほど答弁ありましたけれども、実際は何だかんだいってもあのおりもう密林、ジャングルのような状態です。ですからやはり1回にやりますとお金もかかりますし、やはり木は1年黙っておりますとかなり成長します。ただ問題は、その管理する視点というものをどこに置くかということだろうなと思うけれども、とにかく鬱蒼たる密林のようなことであれば近づく人もおりません。ですからもう伐木するなり、もっと明るくして、やはり公園を犯罪の場所とか、あるいはもう気持ち悪くて行かれないというふうなことにならないように、やはりもう少し管理をしていただきたいと。

それで、なぜ5年間の継続契約が問題だかということ、決まった仕事だけやると。結局

は指示されてない、契約にない仕事はそのままになってると。開設して35年になりますので、ほとんど高木については、一部斜面の今伐採したと言っているけれども、私も実際行ってみましたが、あの周辺の木はもっと切るべきだし、園路のあれも伐採すべきかなと思っておりますし、ほとんどベンチだとかああいうものは腐ってほとんどもう使えませんし、むしろ早く撤去すべきでないのかなと思っております。そんなことで、やはりなぜ5年間の一定した決まった契約だからこういうふうな問題が起きたのではないのかなと、私はそんなことでありますので、5年間の中には高木伐木がいわゆる経費が入ってないという結果ですので、その点については長期継続契約にはなじまないとは私はそんなことでありますが、それが妥当だというふうな答えでありましたが、その言ってみれば問題起きたところこれからどうしますか、その点ひとつお願いします。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

公園の指定管理についてであります。実際は植栽等、育成管理や野球場・陸上競技場の施設管理の維持管理と保守点検、清掃など行っているところではありますが、高木に関してはやはりなかなかやれてない状況であります。一部やっては、人工的に植えた高木に対してはやっていますが、自然に生えているものについてはやっておられません。ですので、今後ですけれども、景観や眺望に支障を来している高木・雑木については、斜面に影響を与えないように指定管理とは別に適宜伐採等を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） ただいま部長から、伐木の管理については別途でひとつ整備を図りたいというふうなお話がありましたけれども、是非ひとつ、一遍にやりませんとお金もかかりますけれども、やはり計画的に必要なところからやると。公園はもう鬱蒼たる密林のようで、利用する人方がもう何か鬱蒼たる、何が起きたらわからないから行けないというふうなそういうふうな公園では意味がないので、ひとつその点については宜しくお願ひしたいと思っております。

次に、3番の大雨、洪水、土砂流出警報と気象情報についてでありますけど、これは全く私は独断と偏見だかわかりませんが、災害情報については、潟上市は非常に災害のない本当にすばらしい地域だなというふうなことが、まず今回の秋田県のいわゆる激甚の災害を受けましても潟上市はそういう点では恵まれてるというふうなことがうか

がわかります。ただ問題は、隣までもう洪水警報出て避難指示が出てるのに、私の方が全然大丈夫だと。果たしてそうなのかなということが8月24日のあの豪雨で、これじゃあちょっとだめだなと、気象情報、気象台の情報もちょっとやはり、まあ豊川地区の方は山林、このたびの秋田市の雨は仁別に時間160ミリ降ったそうであります。その近くでありますので、太平、上新城、あるいは黒川、ちょうどこの辺ですが、私の方の奥の方ですけれども、一帯が降ったのではないのかなと。秋田市は情報出るけれども潟上市は出ないと、それはどうなのかな。先ほども申し上げましたがテレビにテロップで流れますけれども、あれ流れるけれども潟上市については出てこない。潟上市全体からすれば砂丘地が主で、川もあまりありませんので、何というか災害については、まず言ってみればちょっと、特に気象台の災害情報から見れば死角、言ってみれば空白区域でないのかなと、そんなことも考えます。ですから潟上市としては、やはりそういうふうな面でのいわゆる情報の死角というものがあるのではないのかなと私はそんなことを今聞いてるわけです。その点、そのほかに防災無線の情報あるけれども、ちょっと言葉が悪いけれども、次の日、水害のまず浮遊物の除去で大変なときに、防災無線はいわゆるグリーンランドの盆踊りに来てくださいという情報が流れますけれども、災害については全くないというようなことでありますので、何かちょっと変だなと、そんな感じがします。その辺のいわゆる災害のエリアの問題と情報の問題について、市の方ではどのように認識しておるかということをお尋ねしたかったわけでありまして、その点はどうか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど申し上げましたとおり、今年の場合、7月の16日、それから22日の大雨ということで我々も夜中から出てきてるわけでございます。そしてあわせて、その8月の24日、これも11時50分ですか、うちの方で警戒室を立ち上げて、職員、都市建設課職員、総務課職員が出てまいりましてパトロールを通じながら、その警報等発表する場なのかどうか状況について確認を行っております。8月24日につきまして、確かに一番心配なのは豊川の増水ということなんですが、例えば天王地区でありますとほとんど道路化して、一時的なものはございますけれども、すぐこう引いていきますので、どうしてもそちらの昭和・飯田川地区の方を重要視しながら我々パトロールしております。当日もその豊川の水位はずっとこう監視しながらいたわけですが、それが最終的に2メートル

90までいきました。もうその前には若干こう道路冠水という状況にはありましたけども、我々としまして、この情報の通知ですけども、避難準備情報、それから避難勧告、避難指示と、この3段階に分かれております。ですから一番最初の初動でありますと、これが必要な住民の方がいらっしゃるのかどうかということの確認も行っております。パトロールしながら、確か豊川一部こうあふれてるところございました。しかし、そこにつきましては土のう等で対応できたということで、近くには民家ほとんどございませぬので、すべてこう水田の方に流れ込んでという状況でございました。ですから、その避難指示を出す、避難準備情報であっても流す対象となる住家を我々の方ではないという判断をしたところで、この情報は流さなかったということでございます。基本的にはそういう警報等については、先ほど言いましたとおり防災無線の活用という前に災害情報のメール、これ等登録していただければいいのかなと思います。そして、本来危険が迫った場合には、こういう形で必ずこう避難勧告まで、避難指示までですか、最悪ね、ここまではいくということでございますので、ご理解をお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 大変言いにくいことなんですが、実は災害常習地という言葉になりますけれども、今回の7月16日以降の水害ずっと見ていますと、私も全部、豊川地区全部走り回って見てみました。今、豊川の船橋地区の河川改修工事は進められておまして、やはりあそこまで、旧小学校の前までずっと進んでおりますので、あそこまでいきますと水が引っ張られてほとんど船橋も水害の危険がなくなったなというようなことですが、確か7月の2回目の豪雨のときは消防の方々が迂回路を指示しておりましたけれども、いずれそんなことで非常に水害が軽減される方向にあると。ただその上流でありますけれども、今一番の上流までいきますとほとんど、まだ末端ですからそんなに水がないけれども、各沢から水が集まってくるころのちょうど山岸、仁山、小泉、これは災害常習地になったなというような感じがしております。そんなことで、河川についても先般、基盤整備のときに一部河川の何ていいますか、ショートカットをお願いしましたが、事業予算が足りないということでできませんでしたが、川も従来の川に災害復旧ですから現況復旧で、その川が浚渫することによって川の川底が下がります、部分的に。そうしますと、災害復旧でつくったブロック張りがもう災害でもういわゆる落ちると。それがまたそのブロック張りが落ちるというふうなことで、非常に川の管理も大変なところなんです。先般あそこ2回ほど、このことで質問した際に、市の方では県と

協議して、川については堤防のかさ上げをするというようなことで一部やっておりますけれども、そんなかさ上げどころの問題ではありません。いずれ河川の管理とあわせて災害常習地になるというふうなことで、それは確かに民生被害はありませんけれども、そんなことで非常に地域の方々が心配しております。そんなことでひとつ、今後河川管理についてもひとつ、あるいは情報についても、きちんとやはり我々のところに情報が伝わるように、市の方でもそのエリアの、いわゆる情報エリアについてもきちんとやはり確認をして情報を届けていただくというようなこと、この際要望しておきます。

終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、9月9日から25日までの17日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認め、9月9日から25日までの17日間、本会議を休会することに決定になりました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、9月26日火曜日ですが、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、9月12日火曜日、午前10時より予算決算特別委員会を開催しますので、ご参集いただきます。

どうもご苦労様でございました。

午前11時37分 散会

